

別冊 2

電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき
一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料
金の算定に関する省令における事業者設定基準および離島供給に係る
燃料費調整制度に関する事項の届出補正書

九州電力株式会社

(別表)

| | | |
|--|--|-----|
| 電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令 | | |
| 第11条第2項 | 送配電関連固定費または送配電関連可変費への配分基準 | 別紙1 |
| 第12条第2項 | 第12条第1項第6号に規定する値に代わるものとして設定した値 | 別紙2 |
| 第16条第2項 | 託送収益（電源線に係る収益を除く。）、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）および電力料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）の送配電関連固定費、送配電関連可変費または需要家費への配分基準 | 別紙3 |
| 第25条第3項 | 送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準 | 別紙4 |
| 第29条第2項 | 離島供給に係る燃料費調整制度における換算係数 | 別紙5 |
| 第29条第4項 | 離島供給に係る燃料費調整制度における離島基準調整単価 | 別紙6 |

送配電関連固定費または送配電関連可変費への配分基準
[第11条第2項関係]

以下の配分基準により，送配電関連固定費または送配電関連可変費へ配分する。

| 科 目 | 配 分 基 準 |
|------------------------|--|
| 給料手当（環境対策費を除く。） | 送配電関連固定費に配分。 |
| 給料手当振替額（貸方）（環境対策費を除く。） | 送配電関連固定費に配分。 |
| 雑給（環境対策費を除く。） | 送配電関連固定費に配分。 |
| 消耗品費（環境対策費を除く。） | 総アンシラリーサービス費は，送配電関連固定費に配分。総離島供給費，総送電費，受電用変電サービス費，配電用変電サービス費，低圧配電費，高圧配電費および給電費は，送配電関連固定費と送配電関連可変費の割合が一对一となるように配分。 |
| 修繕費（環境対策費を除く。） | 送配電関連固定費に配分。 |
| 託送料 | 電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に配分。 |
| 事業者間精算費 | 電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に配分。 |
| 委託費（環境対策費を除く。） | 送配電関連固定費に配分。 |
| 養成費（環境対策費を除く。） | 送配電関連固定費に配分。 |
| 諸費（環境対策費を除く。） | 送配電関連固定費に配分。 |
| 地帯間購入電源費 | 電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に配分。 |

| | |
|---------------------------------|---|
| 地帯間購入送電費 | 電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に配分。 |
| 他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。） | 電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に配分。 |
| 他社購入送電費 | 電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に配分。 |
| 建設分担関連費振替額（貸方） （環境対策費を除く。） | 送配電関連固定費に配分。 |
| 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）（環境対策費を除く。） | 送配電関連固定費に配分。 |
| 地帯間販売電源料 | 電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に配分。 |
| 地帯間販売送電料 | 電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に配分。 |

第12条第1項第6号に規定する値に代わるものとして設定した値

[第12条第2項関係]

1. 設定した値

第13条第2項第7号に規定する需要家費の合計額のうち需要家設備関連費用の配分については、第12条第2項の規定により、同条第6項第1号の割合の算定を、同条第1項第6号に定める値によらず、設備の差異、費用の発生の原因等を反映した値によるものとする。

具体的には、配電設備のうち、架空電線路、地中電線路、電流制限器、計器に係る費用および屋内配線の調査委託に係る費用については、口数比での配分によらず、各設備に対応する電圧区分に応じて、低圧需要、高圧需要および特別高圧需要に配分するものとする。

2. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

需要家設備関連費用の配分にあたり、第12条第1項第6号に定める値に比べ、より詳細にコストの特定を行うことを可能とするための客観的かつ合理的な基準として、費用の発生についてより関連がみられる〔1. 設定した値〕に掲げる値を設定することとした。

託送収益（電源線に係る収益を除く。）、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るものに限る、基準託送供給料金に相当する額を除く。）および電力料（離島供給に係るものに限る、基準託送供給料金に相当する額を除く。）の送配電関連固定費、送配電関連可変費または需要家費への配分基準

[第16条第2項関係]

以下の配分基準により、送配電関連固定費および送配電関連可変費へ配分する。

| 科 目 | 配 分 基 準 |
|----------|--|
| 送配電関連固定費 | 第11条の規定により整理された送配電関連固定費および送配電関連可変費の合計額のうち、同条の規定により整理された送配電関連固定費の占める割合。 |
| 送配電関連可変費 | 第11条の規定により整理された送配電関連固定費および送配電関連可変費の合計額のうち、同条の規定により整理された送配電関連可変費の占める割合。 |

送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準
[第25条第3項関係]

基準託送供給料金について、以下のとおり設定する。

1. 料金の種類

- (1) 接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金
送配電関連設備の利用形態、使用期間に応じた原価の差異を勘案して、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を設定する。

また、接続送電サービス料金においては、送配電関連設備の利用状況を踏まえ、標準接続送電サービスに代えて選択できるサービス等を次のとおり設定する。

- ・ 時間帯別接続送電サービス

昼間時間と夜間時間の送配電関連設備の利用状況の格差を勘案し、昼間と夜間の時間帯別料金を設定する。

- ・ 定額接続送電サービス

低圧で供給し電灯または小型機器を使用する場合で、使用量が極めて少ないと見込まれることを踏まえた定額制料金を設定する。

- ・ 従量接続送電サービス

自己等への電気の供給において、ごく限られた時間のみ託送制度を利用することに配慮した従量料金を設定する。

なお、臨時接続送電サービス料金においては、電灯臨時接続送電サービス、動力臨時接続送電サービス、高圧臨時接続送電サービス、特別高圧臨時接続送電サービスならびに低圧で供給する場合に使用量が極めて少ないと見込まれることを踏まえた電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスを設定する。

- (2) 1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い

高圧で供給する場合または特別高圧で供給する場合で、1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合には、昼間時間と夜間時間の固定費負担格差を勘案し、昼間時間における最大の供給電力を上回る部分に応じて算定した割引額を、接続送電サービス料金の基本料金および電力量料金の合計から差し引くものとす

る。

(3) 近接性評価

潮流改善効果を評価できる地域を、市町村ごとの発電電力量および需要電力量等から設定し、発電設備が当該潮流改善効果を評価できる地域に立地する場合は、当社が当該発電設備から受電した電力量（当該発電設備を維持し、および運用する発電契約者以外の事業者等を介して当該発電設備に係る電気を調達する場合の当該電気を除く。）と近接性評価割引単価を基礎に算定した割引額を、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の合計から差し引くものとする。

なお、近接性評価割引単価については、基幹系統に係る設備投資が抑制され得ることおよび上位系統のロス分に係る電気価値を踏まえ、低圧または高圧で受電する場合、基幹系統以外の特別高圧で受電する場合および基幹系統で受電する場合のそれぞれで設定する。

2. 料金制

料金は、需要の規模に応じる基本料金と供給した電気の量に応じる電力量料金とを組み合わせた二部料金制、従量料金制および定額制により設定する。

離島供給に係る燃料費調整制度における換算係数
[第29条第2項関係]

離島供給の用に供する燃料ごとの比率を勘案し、以下のとおり換算係数を定めた。

| | 石 油 | 液化天然ガス | 石 炭 |
|------|--------|--------|--------|
| 換算係数 | 1.0000 | 0.0000 | 0.0000 |

離島供給に係る燃料費調整制度における離島基準調整単価
[第29条第4項関係]

以下のとおり契約種別ごとに離島基準調整単価を定めた。

| 区分および単位 | 離島基準調整単価 |
|---|----------|
| 1. 定額制供給の場合 | 円 |
| (1) 電灯定額接続送電サービス | |
| 電灯 | |
| 10ワットまでの1灯につき | 0.013 |
| 10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき | 0.025 |
| 20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき | 0.051 |
| 40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき | 0.076 |
| 60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき | 0.126 |
| 100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに | 0.126 |
| 小型機器 | |
| 50ボルトアンペアまでの1機器につき | 0.038 |
| 50ボルトアンペアをこえ | |
| 100ボルトアンペアまでの1機器につき | 0.076 |
| 100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに | 0.038 |
| (2) 電灯臨時定額接続送電サービス | |
| 1日につき | |
| 総容量が50ボルトアンペアまでの場合 | 0.001 |
| 総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合 | 0.002 |
| 総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに | 0.002 |
| 総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合 | 0.021 |
| 総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに | 0.021 |
| (3) 動力臨時定額接続送電サービス | |
| 臨時接続送電サービス契約電力1キロワット1日につき | 0.022 |
| 2. 従量制供給の場合 | |
| 1キロワット時につき | 0.003 |